

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

新	旧	改正理由
<p>(組合員の資格)</p> <p>第6条 この組合の区域内に住所を有する(区域内に勤務する)者は、この組合の組合員となることができる。</p> <p>2 この組合の区域内に勤務地を有する(区域の付近に住所を有する者 <b>又は</b> 区域内に勤務していた)者でこの組合の事業(施設)を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。</p>	<p>(組合員の資格)</p> <p>第6条 この組合の区域内に住所を有する(区域内に勤務する)者は、この組合の組合員となることができる。</p> <p>2 この組合の区域内に勤務地を有する(区域の付近に住所を有する者 <b>及び</b> 区域内に勤務していた)者でこの組合の事業(施設)を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。</p>	<p>国模範定款第6条第2項の文言に合わせる。</p>
<p>(脱退組合員の払戻し請求権)</p> <p>第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。</p> <p>(1) 第10条第1項の規定による脱退又は第11条第1号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額</p> <p>(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額</p> <p>2 第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人は、当該脱退した組合員の払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。</p> <p>3 この組合は、脱退した組合員 <b>又は第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人</b>がこの組</p>	<p>(脱退組合員の払戻し請求権)</p> <p>第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。</p> <p>(1) 第10条第1項の規定による脱退又は第11条第1号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額</p> <p>(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額</p> <p>2 第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人は、当該脱退した組合員の払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。</p> <p>3 この組合は、脱退した組合員 <b>(追加)</b>がこの組合に対する債務を完済するまでは、前 <b>(追加)</b>項</p>	<p>国模範定款例第13条と異なり、東京都模範定款例第13条では「第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人」も払い戻し請求権を認めているため、この箇所にも「第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人」を追記する必要がある。</p>

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p>合に対する債務を完済するまでは、前2項の規定による払戻しを停止することができる。</p> <p>4 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項及び第2項の払戻しを行わない。</p>	<p>の規定による払戻しを停止することができる。</p> <p>4 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項(追加)の払戻しを行わない。</p>	<p>東京都模範定款例第13条では、前述のとおり「第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人」を規定する第13条第2項があるため、第2項も参照する必要があり、「前2項」と追記した。</p> <p>東京都模範定款例第13条では、前述のとおり「第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人」を規定する第13条第2項があるため、第2項も参照する必要があり、「及び第2項」と追記した。</p>
<p>(脱退組合員の払込み義務)</p> <p>第14条 この組合は、前条第4項の場合において、他の組合員に対するのと同じ条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。</p>	<p>(脱退組合員の払込み義務)</p> <p>第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同じ条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。</p>	<p>生協法第22条「事業年度末において、組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。」のとおり、ここで参照すべきは、前条第4項であり、条文がずれていた。前述のとおり、東京都模範定款例第13条では、「第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人」を規定する第13条第2項があるため起こった条文のずれである。</p>

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p>(役員の選挙)</p> <p>第22条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総(代)会において選挙する。</p> <p>2 理事は、組合員でなければならない。(ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の<u>もの</u>のうちから選挙することができる。)</p> <p>3 <u>監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該組合の組合員又は使用人以外の者であること。</u></p> <p><u>(2) その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役若しくは使用人でなかったこと。</u></p> <p><u>(3) 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(役員の選挙)</p> <p>第22条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総(代)会において選挙する。</p> <p>2 理事は、組合員でなければならない。(ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の<u>者</u>のうちから選挙することができる。)</p> <p>3 <u>監事のうち1人以上は、組合員又は組合の使用人以外の者であって、その就任の前5年間組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったものとする。</u></p> <p>4 <u>監事の互選をもって常勤の監事を定めるものとする。</u></p>	<p>「者」が2回続く場合、2個目の「者」は「もの」とする、東京都の文書規則にならう修正</p> <p>平成27年4月28日付社援発0428第10号厚生労働省社会・援護局長通知により改正された国の模範定款例に伴う修正</p> <p>平成27年4月28日付社援発0428第10号厚生労働省社会・援護局長通知により改正された国の模範定款例に伴う修正</p>
--	---	--

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p><b>4</b> 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。</p>	<p><b>5</b> 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。</p>	
<p>(役員選任) 第〇〇条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総(代)会において選任する。 2 理事は、組合員でなければならない。(ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の<u>もの</u>のうちから選任することができる。)</p> <p><b>3</b> <u>監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めることとする。</u> <u>(1) 当該組合の組合員又は使用人以外の者であること。</u> <u>(2) その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役若しくは使用人でなかったこと。</u> <u>(3) 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又</u></p>	<p>(役員選任) 第〇〇条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総(代)会において選任する。 2 理事は、組合員でなければならない。(ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の<u>者</u>のうちから選任することができる。)</p> <p><b>3</b> <u>監事のうち1人以上は、組合員又は組合の使用人以外の者であって、その就任の前5年間組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったものとする。また、この場合においては、監事の互選をもって常勤の監事を定めることとする。</u></p>	<p>「者」が2回続く場合、2個目の「者」は「もの」とする、東京都の文書規則にならう修正</p> <p>平成27年4月28日付社援発0428第10号厚生労働省社会・援護局長通知により、改正された国の模範定款例に伴う修正</p>

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p><u>は二親等内の親族以外の者であること。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>4</u> 理事は、監事の選任に関する議案を総（代）会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p>	<p><u>4 監事の互選をもって常勤の監事を定めるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 理事は、監事の選任に関する議案を総（代）会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p>	
<p>(役員の資格) 第23条 次に掲げる者は、役員となることができない。 (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 (2) 法、会社法若しくは<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</u>の規定に違反し、又は法第29条の3 <u>第1項</u>第3号に掲げる民事再生法若しくは破産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (3) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p>	<p>(役員の資格) 第23条 次に掲げる者は、役員となることができない。 (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 (2) 法、会社法若しくは<u>中間法人法</u>の規定に違反し、又は法第29条の3 <u>(追加)</u>第3号に掲げる民事再生法若しくは破産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (3) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年12月1日に中間法人法が廃止され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律へ名称変更したことに伴う修正</li> <li>・生協法参照条文に「第1項」が漏れていたため修正</li> </ul>

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p>(監事による理事の <u>削除</u> 行為 <u>削除</u> の差止め)</p> <p>第49条 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる</p>	<p>(監事による理事の <u>不正行為等</u> の差止め)</p> <p>第49条 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる</p>	<p>国模範定款例第39条「監事による理事の行為の差止め」の文言と記載が異なっていたので修正</p>
<p>(職員)</p> <p>第53条 この組合の職員は、理事長が任免する。</p> <p>2 職員の <u>削除</u> 服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(職員)</p> <p>第53条 この組合の職員は、理事長が任免する。</p> <p>2 職員の <u>定数</u>、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>平成25年4月1日付社援発0401第5号厚生労働省社会・援護局長通知により改正された国の模範定款例に伴う修正</p>
<p>(総代会の規定の準用)</p> <p>第〇〇条 第54条第2項、第56条から第60条まで、第63条から第65条まで、第66条 <u>第2号</u> 及び第67条から第69条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第67条第1項中「組合員」とあるのは「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と、第68条中「組合員」とあるのは「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(総代会の規定の準用)</p> <p>第〇〇条 第54条第2項、第56条から第60条まで、第63条から第65条まで、第66条 <u>(第2号組合の解散及び合併に限る。)</u> 及び第67条から第69条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第67条第1項中「組合員」とあるのは「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と、第68条中「組合員」とあるのは「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第●条 (第●号に限る。)」という表記が正式ではないため、「第●条第●号」と修正</p>

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p>(事業の品目等)</p> <p>第72条 第3条(第1項)第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、たばこ、医薬品、〇〇その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条(第1項)第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、理容施設、美容施設及び〇〇施設とする。</p> <p>3 第3条(第1項)第4号に規定する生活の共済を図る事業は、〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業(及び〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業)の業務の一部を受託して行う受託共済事業とする。</p> <p>4 第3条(第1項)第5号に規定する医療に関する事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 病院及び診療所を営む事業</p> <p>(2) 訪問看護事業(第3条(第1項)第6号に係るものを除く。)</p> <p>(3) その他前2号の事業に関連する事業</p> <p>5 第3条(第1項)第6号に規定する高齢者、障害者等の福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保育所を経営する事業</p> <p>(2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び</p>	<p>(事業の品目等)</p> <p>第72条 第3条(第1項)第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、たばこ、医薬品、〇〇その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条(第1項)第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、理容施設、美容施設及び〇〇施設とする。</p> <p>3 第3条(第1項)第4号に規定する生活の共済を図る事業は、〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業(及び〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業)の業務の一部を受託して行う受託共済事業とする。</p> <p>4 第3条(第1項)第5号に規定する医療に関する事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 病院及び診療所を営む事業</p> <p>(2) 訪問看護事業(第3条(第1項)第6号に係るものを除く。)</p> <p>(3) その他前2号の事業に関連する事業</p> <p>5 第3条(第1項)第6号に規定する高齢者、障害者等の福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保育所を経営する事業</p> <p>(2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び</p>	
--	--	--

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p>精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>のいずれかに基づく福祉に関する事業並びにその関連の事業</p> <p>(3) 介護人の派遣その他組合員の福祉の増進を図る事業（前号までに規定する事業を除く。）</p>	<p>精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び<u>障害者自立支援法</u>のいずれかに基づく福祉に関する事業並びにその関連の事業</p> <p>(3) 介護人の派遣その他組合員の福祉の増進を図る事業（前号までに規定する事業を除く。）</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日付社援発 0401 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知により改正された国の模範定款例に伴う修正</p>
<p>(決算関係書類等の作成等)</p> <p>第 7 5 条 この組合は、法第 3 1 条の 7 第 <u>2</u> 項に定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類等（決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成しなければならない。</p> <p>2 第 1 項の決算関係書類等は、法第 3 1 条の 7 第 5 項に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類等は、第 4 5 条第 1 項に規定する監査報告を添付して、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>4 理事は、通常総（代）会の招集の通知に際して、組合員（総代）に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。</p> <p>5 理事は、第 6 1 条第 1 項の規定により、決算関係書類及び事業報告書につき通常総（代）会の承認</p>	<p>(決算関係書類等の作成等)</p> <p>第 7 5 条 この組合は、法第 3 1 条の 7 第 <u>1</u> 項に定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類等（決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成しなければならない。</p> <p>2 第 1 項の決算関係書類等は、法第 3 1 条の 7 第 5 項に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類等は、第 4 5 条第 1 項に規定する監査報告を添付して、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>4 理事は、通常総（代）会の招集の通知に際して、組合員（総代）に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。</p> <p>5 理事は、第 6 1 条第 1 項の規定により、決算関係書類及び事業報告書につき通常総（代）会の承認</p>	<p>参照条文ズレを修正</p>



東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

<p>を求めようとするときは、監査報告を添付しなければならない。</p> <p>6 理事は、各事業年度に係る決算関係書類等を、通常総（代）会の会日の2週間前の日から5年間、事務所に備え置かなければならない。</p> <p>7 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、決算関係書類等若しくはその写しの閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>8 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する謄本又は抄本の交付の請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。</p>	<p>を求めようとするときは、監査報告を添付しなければならない。</p> <p>6 理事は、各事業年度に係る決算関係書類等を、通常総（代）会の会日の2週間前の日から5年間、事務所に備え置かなければならない。</p> <p>7 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、決算関係書類等若しくはその写しの閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>8 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する謄本又は抄本の交付の請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。</p>	
--	--	--